

受精卵無断使用でも「父子」

別居中に妻出産 男性の請求却下

奈良家裁初判断

別居中の妻が凍結保存していた受精卵を無断で用いて出産した長女(2)について、父親である奈良県の外国籍の男性(46)が法的な父子関係がないことの確認を求めた訴訟の判決で、奈良家裁は15日、「訴えは不適法」として男性の請求を却下し、父子関係を認めず。家裁は体外受精で法的な父子関係を認めるには「夫の同意が必要」との判断基準を示す一方、今回は夫婦の実態があったと結論つけた。

「夫の同意は必要」基準示す

原告代理人の弁護士によると、受精卵の無断移植を巡る司法判断は初めて。男性側は控訴する方針。

判決では、男性は2004年に日本人の女性(46)と結婚。10年に奈良市内のクリニックに10個の受精卵を凍結保存した。11年にはその一部を女性に移植し、長

男を出産。その後、夫婦関係が悪化して2人は別居したが、女性は14年、男性に無断で残りの受精卵を移植し、15年に長女を授かった。男性は女性と離婚した昨年10月、提訴した。渡辺雅道裁判長は、体外受精による出産が親子関係を定めた民法の制定時には

2004年 2月	男性と女性が結婚
09年 6月	奈良市のクリニックで不妊治療を開始
10年 10月	受精卵を凍結保存
11年 11月	受精卵移植で長男が生まれる
14年 7月	男性の同意がないまま、女性が受精卵を移植
15年 4月	長女が誕生 男性が長女の出生を知る
16年 10月	男性と女性が離婚 男性が提訴
17年 12月 15日	奈良家裁で却下判決

受精卵無断移植を巡る経過

想定されていたことがなかったことと指摘したうえで、法的な父子関係を認める条件を検討。移植時に夫の同意があることが必要、とした。

移植に加え、当時は別居中で規定には該当しないと主張していたが、渡辺裁判長は男性が別居後も女性宅を訪問していたことから、該当すると指摘。その場合、親子関係の不存在確認訴訟ではなく、「嫡出否認訴訟」を起さなければならぬとして請求を却下した。

男性側「却下は不満」

一方、民法には婚姻中に妻が妊娠した子は夫の子とみなす「嫡出推定」という規定がある。男性側は無断

判決後、男性の代理人の河野秀樹弁護士が奈良市内で記者会見し、「移植時の

日本産科婦人科学会によると、2015年に行われた体外受精は約42万件で、新生児の約20人に1人に当たる約5万人が生まれた。晩婚化などもあり、体外受精の件数、出生数ともに過去最多を記録した。

一方で、受精卵の無断移植を巡る訴訟は大阪家裁でも係争中だ。同学会は倫理規定を設け、移植するたびに夫婦の同意を取るよう会員の医療機関に求めているが、強制力はない。

今回の裁判資料によると、女性に移植した奈良市のクリニックは、男性から受精卵廃棄の希望がなく、同意があると思っ

体外受精 20人に1人 立法作業進まず

直接意思確認しなかったとされる。同学会倫理委員長の苛原稔・徳島大教授は「裁判を受け、今年に入って夫婦の同意を取るよう改めて会員に求めた。今後とも同意手続きを徹底させたい」と語った。

判決で渡辺裁判長は「生殖補助医療に関する法律はなく、立法作業も進んでいるとは言えない」と指摘した。生殖補助医療の問題に詳しい小門穂・大阪大助教は「移植時に夫の同意が必要とした家裁の判断は画期的。医療機関への警鐘になる。ただ、最終的には法整備による解決が望ましい」と話している。